

登別市高齢者等緊急通報機器設置事業運営要綱

(目的)

第1条 この訓令は、在宅のひとり暮らし高齢者等（以下「高齢者等」という。）に、高齢者等緊急通報機器（以下「端末機」という。）を貸与し、急病、災害等の緊急事態が発生したときに、端末機から緊急支援通報センター（以下「支援センター」という。）に通報させ、迅速かつ正確な救援体制をとることにより、高齢者等の日常生活の不安解消及び人命の安全を確保するとともに福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は登別市とする。ただし、この業務を適切に運営できると認められる民間事業者等に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業は、現に市内に居住する市民（住民基本台帳に登録されている者）で次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) おおむね65歳以上の独居老人又は老人のみの世帯に属する者で、身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者
 - (2) 前号に掲げる者の他、市長が特に必要と認める者
- (支援センターの業務内容)

第4条 支援センターの業務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 緊急通報の受信に必要な機器整備及び職員の配置
- (2) 高齢者等の情報入力
- (3) 緊急通報の受信
- (4) 協力員への出向（救援）要請及び連絡不能の場合等における消防署への通報、救援要請
- (5) 緊急措置等の記録、統計管理及び市への報告

(貸与の申請)

第5条 端末機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市高齢者等緊急通報機器貸与申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請者の健康状態及び家庭状況等を調査のうえ、事業の適用の可否を決定し、登別市高齢者等緊急通報機器貸与承認（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(端末機の管理)

第7条 端末機の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は貸与を受けている間は善良な管理の義務を負うものとする。

- 2 利用者は、自己の責任に帰すべき理由により端末機を滅失し、又は棄損したときは、直ちにこれを原状に回復するものとする。
- 3 利用者は、端末機貸与の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(利用者台帳の整備)

第8条 第6条の貸与決定に基づき、高齢者緊急通報機器利用者台帳（別記様式第3号。以下「利用者台帳」という。）を整備するものとする。

(経費の負担)

第9条 端末機の設置及び利用並びに支援センターの運営等に要する経費などは、次の各号に掲げる負担区分とする。

- (1) 端末機の設置にかかる経費については、別に定める基準により利用者の負担とすることができる。
- (2) 支援センターの業務に直接かかわる経費は、市の負担とする。
- (3) 端末機の通話にかかる基本料金等については、利用者の負担とする。
- (4) 端末機の移転に要する経費は、利用者の負担とする。
- (5) 急病、事故等緊急事態が発生し、救援活動の際やむを得ない理由により家屋の一部を棄損したときは、その経費は利用者の負担とする。

(変更の届出)

第10条 利用者は、利用者台帳の記載事項に変更を生じたときは、市にその旨を連絡するものとする。

(緊急連絡協力員)

第11条 利用者は、第6条に基づく承認通知書を受理したときは、原則として3人の緊急通報協力員（以下「協力員」という。）の同意を得て市長に報告するものとする。

- 2 協力員は、支援センターから出向要請があったときは速やかに高齢者宅を訪問し、状況を確認し、適切な処置をとるものとする。
- 3 協力員は、老人の状況及び処置結果を市及び支援センターに報告するものとする。

(取消し)

第12条 市長は、端末機の利用者が次の各号に該当すると認めるときは、端末機の貸与を取消すものとする。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。
- (2) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(返還)

第13条 端末機を必要としなくなったときは、登別市高齢者等緊急通報機器返還申出書（別記様式第4号）により返還を申し出るものとする。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成9年訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成9年1月8日から施行する。
(登別市独居老人等緊急通報システム事業運営要綱の廃止)

2 登別市独居老人等緊急通報システム事業運営要綱（平成元年訓令第14号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧訓令第5条第2項により、現に独居老人等緊急通報システムの利用者となっている者については、この訓令による第9条第1号の規定にかかわらず、端末機の設置にかかる経費を市の負担とすることができる。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第16号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第20号）

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第14号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

登別市高齢者等緊急通報機器貸与申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所
氏名 印

次のとおり、高齢者等緊急通報機器（固定型・携帯型）の貸与を受けたく申請致します。

氏名	性別	生年 月 日	血液型
	男・女	年 月 日（満歳）	A B O AB RH（+・-）
住所	目標物	電話番号	
		（ ） —	

（添付資料） 高齢者等緊急通報機器貸与登録カード

高齢者等緊急通報機器貸与登録カード

利用者番号	※					
氏名	(カナ氏名)					
性別	男・女					
生年月日	年 月 日生					
電話番号	0143 — ()					
住所	登別市 町 丁目 番地					
目 標 物						
血液型	A+、B+、O+、AB+、A-、B-、O-、AB-					
主な病名等						
医療機関	病院 (TEL)					
	主治医 (TEL)					
緊急連絡協力員	氏名	住所	性別	生年月日	電話番号	本人との関係
		町 丁目 番地	男・女	年 月 日	—	
		町 丁目 番地	男・女	年 月 日	—	
		町 丁目 番地	男・女	年 月 日	—	
		町 丁目 番地	男・女	年 月 日	—	
その他						

登別市高齢者等緊急通報機器貸与承認（却下） 通知書

年 月 日

様

登別市長

印

年 月 日で高齢者等緊急通報機器の貸与申請のありましたことについて、下記のとおり通知致します。

記

1 承認します。

(1) 引き渡し年月日 年 月 日

(2) 貸与条件

- ① 高齢者等緊急通報機器を必要としなくなったときは、速やかに返還の申し出をしなければならない。
- ② 自己の責に帰すべき理由により、端末機を滅失し、または棄損したときは、直ちにこれを現状に回復しなければならない。
- ③ 端末機貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供してはならない。
- ④ 急病、事故等緊急事態が発生した場合、消防隊員、協力員等が救護に出動し、真に止むを得ない理由により家屋の一部を棄損したときは、その経費は被貸与者の負担とする。
- ⑤ 緊急通報機器取り外し後の現状回復は、被貸与者の責任とする。

2 却下します。

(理由)

高齢者緊急通報機器利用者台帳

年 月 日

利用者IDコードNo. ※						利用区分	高齢者・身体障害者 級		
市町村名	担当グループ				担当者名	TEL			
登録年月日※	年 月 日	設置年月日※	年 月 日	変更年月日※	年 月 日				
フリガナ 利用者氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日	血液型	A B 土 R H O A B	
利用者住所	TEL		目標物						
住居種類	自家・公営住宅・借家・間借・その他		住居構造	(木造モルタル・鉄筋・その他) (平屋・ 階建)					
フリガナ 連絡先氏名	連絡先住所		TEL		利用者との関係				
消 防 署	TEL		関係機関	TEL					
主 な 病 名	医療機関名(コードNO※)		主 治 医		そ の 他				
	TEL (昼)		(夜)						
協 力 員	順位	フリガナ氏名	性別	生年月日	住 所	利用者の関係	鍵	対 応 間	到 着 間
	1		男・女	年 月 日	TEL		有・無	～	分
	2		男・女	年 月 日	TEL		有・無	～	分
	3		男・女	年 月 日	TEL		有・無	～	分
特 記 事 項						センサ設置場所	火 災	ガ ス	

記 入 要 領

- ・ 各 住 所：町、丁目、番地及びアパート名を省略しないで記入する。
- ・ 各電話番号：市外局番から記入する。
- ・ 目 標 物：利用者住居の目標となる目立つ建物等を記入する。
- ・ 連絡先氏名：緊急時に受信センターから連絡する人を記入する。
連絡先が協力員を兼ねている場合は、氏名のみ記入する。
利用者との関係は次により記入する。
 - ① 近隣の人
 - ② 近隣の人、もしくは親族が近くに住んでいる場合はその人
 - ③ 民生委員
- ・ 主な病気名：慢性疾患名、かかりつけの医療機関名、主治医等を記入する。
- ・ 協 力 員：対応時間は利用者宅へ出向可能な時間帯を次の例を参考として記入する。
8時から21時の場合：08～21
(例)
24時間対応可能な場合：00～24
到着時間は最速到達時間を分単位で記入する。
- ・ 特 記 事 項：健康状態、身体状況、日常生活動作の状況等、利用者に関する事項を記入する。

(注) ※の欄は受信センターで記入するので、市町村では記入しないこと。

また、記入は市町村担当者が行い、各項目とも間違いのないよう利用者に確認すること。

別記様式第4号（第13条関係）

登別市高齢者等緊急通報機器返還申出書

年 月 日

登別市長 様

住 所
申請者
氏 名 印

下記の理由により、高齢者等緊急通報機器を返還致します。

記

1 返還年月日 年 月 日

2 返 還 理 由